

本校では以下の条件で教育実習の受入れをする。

1 教育実習の受入れの条件

- (1) 特別支援教育に熱意をもち、本県の特別支援学校教諭等の教員採用選考試験、幼稚園教諭・保育士の採用試験を受ける者であること。
- (2) 特別支援学校教諭免許の取得を希望する者であること。
- (3) 原則として在籍する大学に附属特別支援学校が設置されていないこと。

2 教育実習生申込期間、受入れの人数、実習時期、実習費用等

- (1) 申込期間は教育実習前年度の2025年4月14（月）～5月30日（金）までとする。
- (2) 教育実習生の受入れは、本校各学部1名以内とする。
- (3) 実習時期は本校が指定する時期（2026年10月を予定）とし、実習期間は授業日10日間（2週間）とする。
- (4) 本県は教育実習生の実習費として3,000円を徴収している。実習初日に本校指定の振込用紙を渡すので、実習終了日までに振り込むこととする。

3 教育実習の申込み方法

- (1) 教育実習を希望する者は、事前に電話等で打ち合わせの上、大学所定の願書等を教育実習係へ提出して、2025年6月（予定）に本校で面接を受ける。
- (2) 内諾書が必要な場合は、内諾書と返信用封筒を事前に送付するか面接当日に持参する。

4 教育実習の内諾

- (1) 教育実習の受入れは、選考会議を経て学校長が決定する。
- (2) 教育実習を内諾した旨は、2025年7月上旬（予定）に各大学へ連絡する。

5 実習生の決定方法

- (1) 内諾を得た者について、実習の年度当初（2026年5月末まで）に学長又は学部長から「教育実習依頼書」等を学校長あてに提出する。
- (2) 教育実習の許可については、大学へ通知する。

6 実習生との事前打ち合わせ

本校の指定する日（2026年9月頃）に、実習生と事前打ち合わせの会をもち、次の事項について周知・確認する。

- ① 実習期間中のサービス（勤務時間・勤務態度・服装等）
- ② 教育実習係・指導教諭との打ち合わせ
- ③ その他必要な事項

7 教育実習後

学校長から評価等を大学へ送付する。

8 その他

教育実習内諾後、教育実習を取り消す場合は、大学を通して速やかに教育実習の辞退を申し出ること。